

視能訓練士教育見直しの背景

視能訓練士の概要

業 務 等

- 医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうこと。（法第2条）
- 医師の指示の下に、眼科に係る検査（人体に影響を及ぼす程度が高い検査として厚生労働省令で定めるもの（※1）を除く。）を行うこと。（法第17条第1項）
※1 涙道通水通色素検査（色素を点眼するものを除く。）
- 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査並びに眼科検査を行うことを業とすることができる。（法第17条第2項）
- 医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める矯正訓練又は検査（※2）を行ってはならない。（法第18条）
※2 厚生労働省令で定める矯正訓練又は検査

【矯正訓練】

抑制除去訓練法、異常対応矯正法、眩惑刺激法、残像法

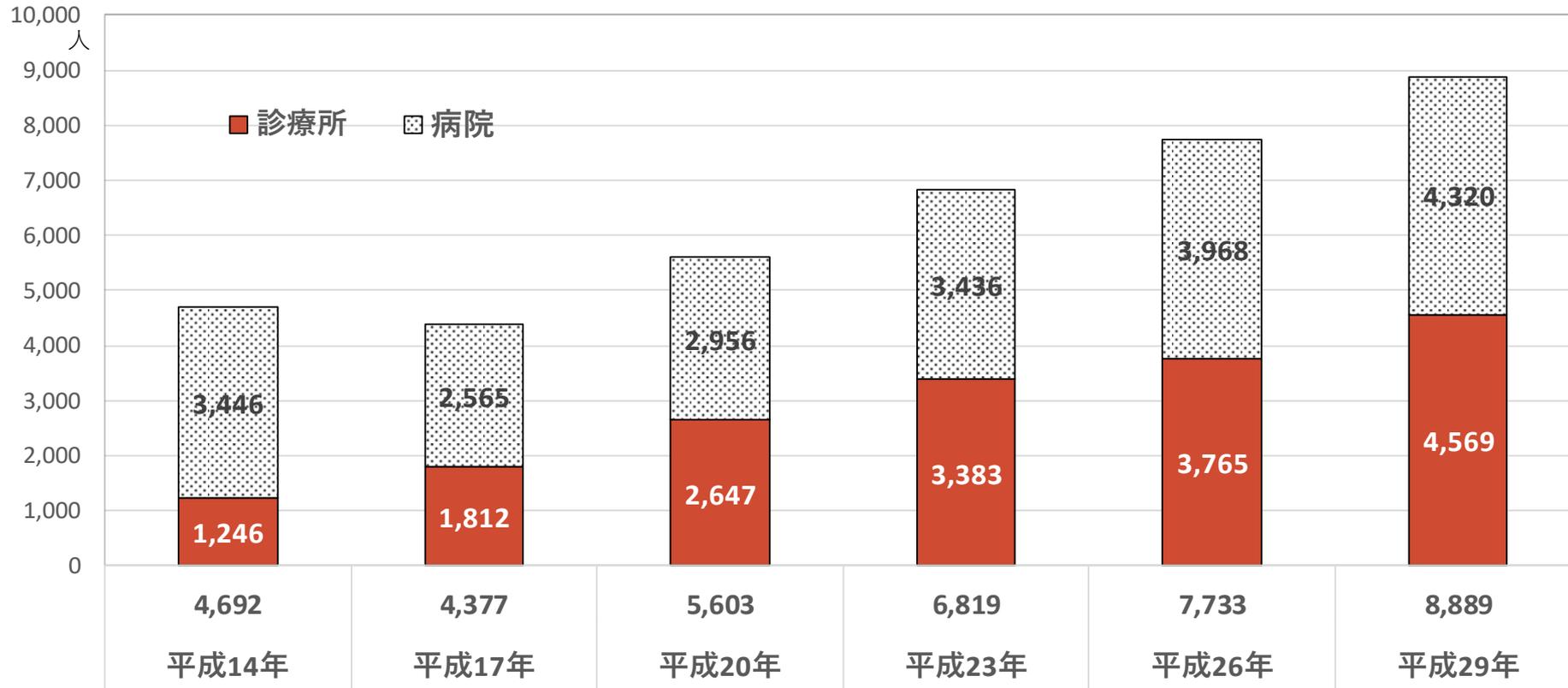
【検査】

散瞳薬の使用、眼底写真撮影、網膜電図検査、眼球電図検査、眼振電図検査、視覚誘発脳波検査

現 況

- (1) 免許取得者数（令和2年12月31日現在） 16,975名
- (2) 医療従事者数（平成29年10月1日 医療施設調査・病院報告より）
病 院： 4,320名（常勤換算数）
診療所： 4,569名（常勤換算数）
- (3) 学校養成所数（令和3年4月1日現在） 28校 定員1,234名

視能訓練士 業務従事者数の推移



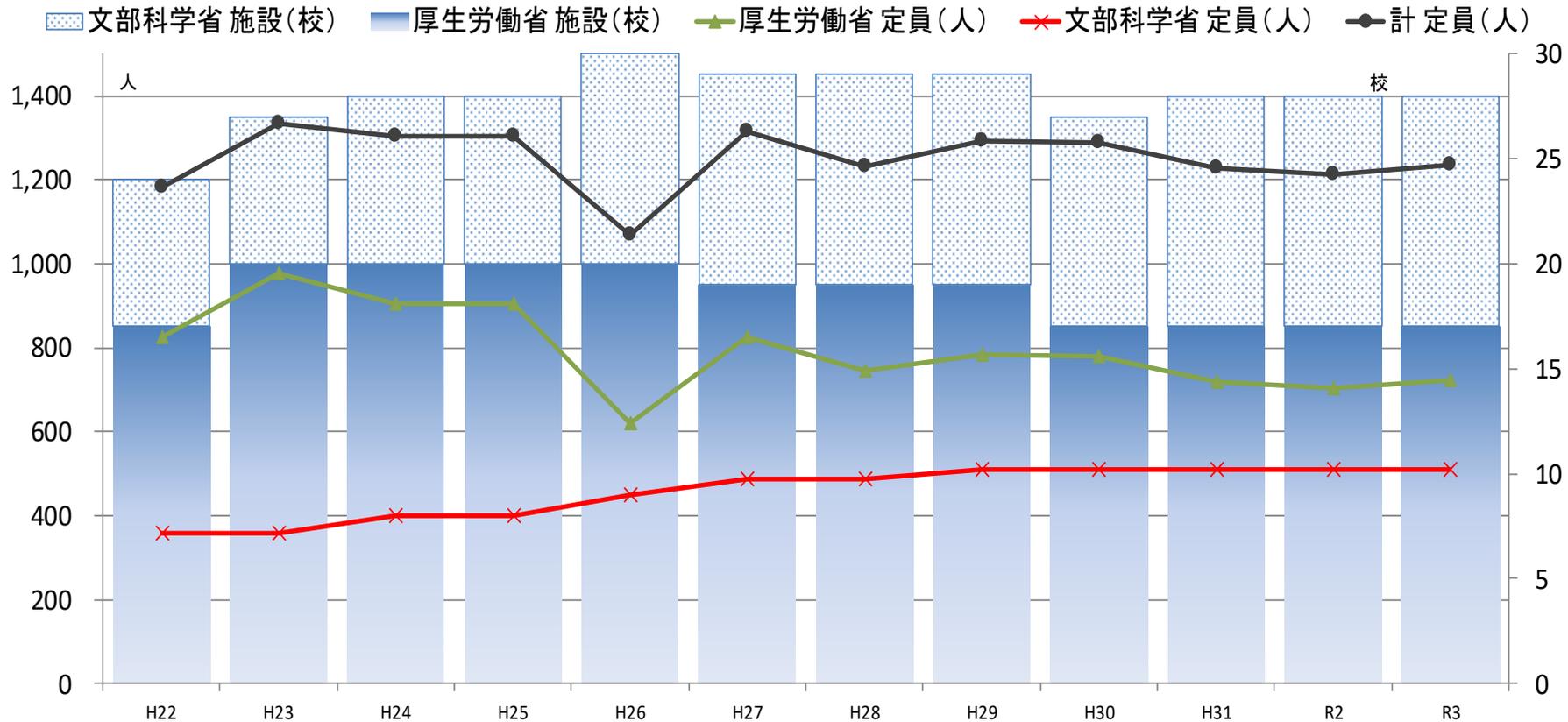
(各年10月1日現在)

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年
合計 (人)	4,692	4,377	5,603	6,819	7,733	8,889
病院	3,446	2,565	2,956	3,436	3,968	4,320
診療所	1,246	1,812	2,647	3,383	3,765	4,569

※医療施設調査・病院報告より作成。

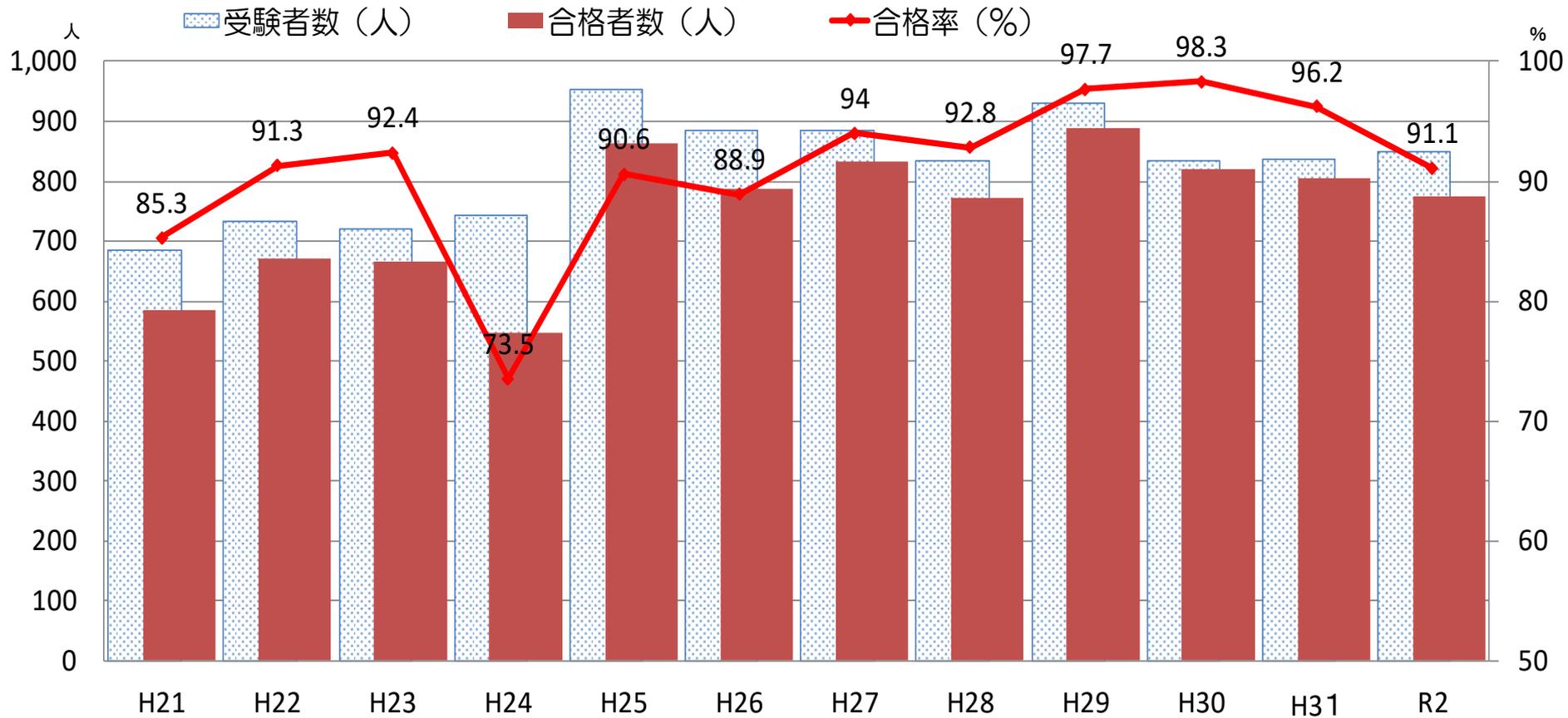
※従事者数は、常勤換算である。

視能訓練士養成所数・養成定員 年度別推移（新入学生募集施設数）



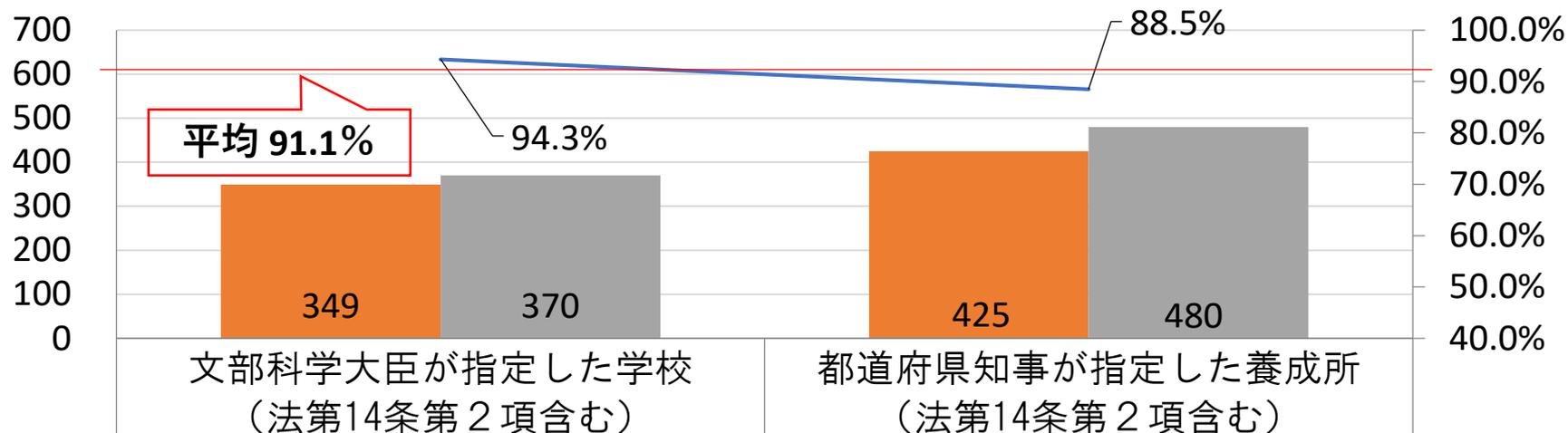
年次		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
厚生労働省	(校)	17	20	20	20	20	19	19	19	17	17	17	17
文部科学省	(校)	7	7	8	8	10	10	10	10	10	11	11	11
厚生労働省	(人)	825	975	905	905	620	825	745	785	779	719	704	724
文部科学省	(人)	358	358	398	398	448	488	488	508	510	510	510	510
計	(校)	24	27	28	28	30	29	29	29	27	28	28	28
	(人)	1,183	1,333	1,303	1,303	1,068	1,313	1,233	1,293	1,289	1,229	1,214	1,234

視能訓練士国家試験 合格率等推移



実施年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
受験者数 (人)	685	734	720	743	953	886	886	833	931	834	837	850
合格者数 (人)	584	670	665	546	863	788	833	773	889	820	805	774
合格率 (%)	85.3	91.3	92.4	73.5	90.6	88.9	94	92.8	97.7	98.3	96.2	91.1

令和2年度 視能訓練士国家試験 合格率（受験資格別） 総合格者数=850名



合格者数	349	425
受験者数	370	480
合格率	94.3%	88.5%

	施設数	総数			新卒			既卒		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
文部科学大臣が指定した学校 (法第14条第2項含む)	10(※1)	370	349	94.3%	364	347	95.3%	6	2	33.3%
都道府県知事が指定した養成所 (法第14条第2項含む)	18(※2)	480	425	88.5%	457	415	90.8%	23	10	43.5%
合計	28	850	774	91.1%	821	762	92.8%	29	12	41.4%

※1 法第14条1項に該当する学校は10校であり、法第14条2項においても該当する学校が1校含まれる。

※2 法第14条1項に該当する養成所は18校であり、法第14条2項においても該当する養成所が6校含まれる。

視能訓練士国家試験 受験資格について

法(※1)第14条第1項

文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所（以下「**指定学校養成所**」という。）において、**3年以上** 視能訓練士として**必要な知識・技能**を修得したもの

法第14条第2項

大学、旧大学令に基づく大学、施行規則(※2)第11条で定める学校、養成所において**2年以上**修業し、かつ、**告示300号**(※3)で定める科目を修めた者

「<告示300号で定める科目>

1. 外国語
2. 心理学
3. 保健体育
4. 生物学
5. 物理学
6. 数学（統計学を含む）
7. 以下の科目のうち**2科目**
〔教育学、倫理学、精神衛生、社会福祉、保育〕

指定学校養成所にて、**1年以上** 視能訓練士として**必要な知識・技能**(※4)を修得したもの

※4 第14条第1号に掲げる者の教育内容から**基礎分野（14単位）、専門基礎分野（10単位）、専門分野（3単位）を除いた**教育内容（指定規則第2条第2項第3号）

法第14条第3項

- ・外国の視能訓練に関する学校又は養成所を卒業した者
- ・外国で視能訓練士の免許に相当する免許を受けた者

大臣認定

法附則第2項該当者

視能訓練士として必要な知識、技能を修得させる厚生大臣が指定した養成所において、

- ・法施行の際（昭和46年7月19日）現に視能訓練士として必要な知識及び技能の修得を終えている者
- ・法施行の際（昭和46年7月19日）現に視能訓練士として必要な知識及び技能を修得中の者であって、法施行後にその修得を終えた者

視能訓練士国家試験

※1 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）

※2 視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号）

※3 視能訓練士法第14条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成15年厚生省告示第300号）

※4 視能訓練士学校養成所指定規則（昭和46年文部省・厚生省令第2号）

視能訓練士法

第14条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、**3年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの**
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校若しくは養成所において**2年以上**修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、**1年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの**
- 3 外国の視能訓練に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で視能訓練士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

これまでの学校養成所指定規則等における改正の概要

視能訓練士学校養成所授業時間等の変遷

○昭和46年 視能訓練士学校養成所指定規則（昭和46年文部省厚生省令第2項）

法第14条1項（養成期間：3年以上）	講義：1,185時間	実習：945時間	合計2,130時間
法第14条2項（養成期間：1年以上）	講義：645時間	実習：660時間	合計1,305時間



○【大綱化】平成14年改正（平成14年文部科学省厚生労働省令第2項）

法第14条1項（養成期間：3年以上）	講義（実習含む）：79単位	臨床実習：14単位	合計93単位
法第14条2項（養成期間：1年以上）	講義（実習含む）：56単位	臨床実習：11単位	合計67単位

視能訓練士学校養成所指定規則の改正等の概要（平成14年）

- 視能訓練士学校養成所指定規則の一部改正（平成14年文部科学省厚生労働省令第2号）
- 単位制の導入
 - 1単位の授業時間数
 - ・ 講義及び演習 15時間～30時間
 - ・ 実験、実習及び実技 30時間～45時間
 - ・ 93単位以上

視能訓練士養成所のガイドラインの策定（平成27年）

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）等により、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）等の一部が改正され、視能訓練士養成所の指定・監督権限を厚生労働大臣から都道府県知事に移譲。

これに伴い、新たに視能訓練士養成所課程に係るものを「視能訓練士養成所指導ガイドライン」（平成27年3月31日医政発0331第29号（※））として通知した。

（※）地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言

法第14条第1項の学校及び養成所の指定基準

指定規則第2条第1項

- 1 学校教育法第90条第1項に規定する者(法第14条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)又は法附則第5項に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**3年以上**であること。
- 3 教育の内容は、**別表第1**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第1**に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち6人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数)以上は、視能訓練士、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「視能訓練士等」という。)である専任教員であること。ただし、視能訓練士等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては4人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数)、その翌年度にあつては五人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数)とすることができる。
- 5 専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後5年以上業務に従事した視能訓練士であること。
- 6 1学級の定員は、10人以上50人以下であること。
- 7 同時に授業を行なう学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 8 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。
- 9 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 10 臨地実習を行なうのに適当な病院を実習施設として利用しうること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行なわれること。
- 11 前号の実習施設のうち主たる病院は、実際に斜視手術及びその他の斜視治療並びに視能訓練を行っているものであること。
- 12 専任の事務職員を有すること。
- 13 管理及び維持経営の方法が確実であること。

○昭和46年改正（昭和46年文部省厚生省令第2号）

科目	基礎科目																専門科目										総計
	教育学	倫理学	心理学	保健体育	生物学	社会福祉	精神衛生	保育	数学・統計学	物理学	外国語	関係法規	医学概論	解剖生理学	公衆衛生概論	臨床心理学	小児病学	視器の解剖・生理・病理学	視覚生理学	生光学	眼疾病学	眼科薬理学	神経眼科学	視能矯正学総論	視能矯正学各論		
時間数	講義	60	30	60	15	15	15	30	30	15	15	180	15	30	30	15	15	60	45	30	30	30	30	150	240	2130	
	実習				45	45	45	90						45				45	45		45			540			
	計	60	30	60	60	60	60	30	120	15	15	180	15	75	30	15	15	150	75		135			930			



○【大綱化】平成14年改正（平成14年文部科学省厚生労働省令第2号）

教育内容	基礎分野	専門基礎分野				専門分野					総計
	科学的思考の基盤 人間と生活	人体の構造と機能 及び心身の発達	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	視覚機能の基礎 と検査機器	視能障害のリハビリテー ションの理念	保健医療福祉と 基礎視能矯正学	視能検査学	視能障害学	視能訓練学	臨地実習	
単位数	14	8	8	8	5	10	10	6	10	14	93

備考

- 1 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第二項の規定の例による。
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第388号)に基づく大学又は保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第二号若しくは第3号の規定により指定されている学校(学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)若しくは看護師養成所、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第1号、第2号若しくは第4号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第1号、第2号、第3号若しくは第5号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習14単位以上及び臨地実習以外の教育内容79単位以上(うち基礎分野14単位以上、専門基礎分野29単位以上及び専門分野36単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
- 4 臨地実習については、10単位以上は、病院等において行うこと。

法第14条第2項の学校及び養成所の指定基準

指定規則第2条第2項

- 1 学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は視能訓練士法施行規則(昭和46年厚生省令第28号)第11条各号に掲げる学校若しくは養成所において2年以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**1年以上**であること。
- 3 教育の内容は、**別表第2**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第2**に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数)以上は視能訓練士等である専任教員であること。
- 5 専任教員のうち少なくとも2人は、免許を受けた後5年以上業務に従事した視能訓練士であること。
- 6 前項第6号から第13号までに該当するものであること。

○昭和46年改正（昭和46年文部省厚生省令第2号）

科目	基礎科目								専門科目								総計
	数学・統計学	物理学	関係法規	医学概論	解剖生理学	公衆衛生概論	臨床心理学	小児病学	視器の解剖・生理・病理学	視覚生理学	生理光学	眼疾病学	眼科薬理学	神経眼科学	視能矯正学総論	視能矯正学各論	
時間数	講義	15	15	15	30	15	15	15	30	30	30	15	15	15	150	240	1305
	実習				45				45	45		45		480			
	計	15	15	15	75	15	15	15	105	75	90	870					

備考
基礎科目中第四条第2項第1号に規定する大学、学校又は養成所において既に履修している科目は、履修を要しないものとする。



○【大綱化】平成14年改正（平成14年文部科学省厚生労働省令第2号）

教育内容	専門基礎分野				専門分野					総計
	人体の構造と機能及び心身の発達	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	視覚機能の基礎と検査機器	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	基礎視能矯正学	視能検査学	視能障害学	視能訓練学	臨地実習	
単位数	4	5	8	3	10	10	6	10	11	67

- 備考
- 1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
 - 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は保健師助産師看護師法第21条第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校(学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)若しくは看護師養成所、歯科衛生士法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法第20条第1号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律第15条第1号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、臨床工学技士法第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法第34条第1号、第2号若しくは第4号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法第33条第1号、第2号、第3号若しくは第5号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
 - 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習11単位以上及び臨地実習以外の教育内容56単位以上(うち専門基礎分野20単位以上及び専門分野36単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
 - 4 臨地実習については、10単位以上は、病院等に行うこと。